

静岡県告示第748号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年11月10日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年11月10日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	掛川浜岡線	菊川市高橋字上壺町田 2407番の2から	前	19.0	12.0
		菊川市高橋字上壺町田 2407番の2まで	後	17.5~19.0	52.4

=====

静岡県告示第749号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年11月10日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年11月10日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	大東菊川線	菊川市高橋字上壺町田 2407番の2地内	前	12.4~14.0	40.0
			後	19.0~27.4	40.0